

岐阜市中小企業融資資金利子補給金交付要綱

令和 7年 3月27日決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、予算の範囲内において行う岐阜市中小企業融資要綱（昭和53年4月1日決裁。以下「融資要綱」という。）第13条に基づく融資資金に係る利子補給金の交付に関し、岐阜市補助金等交付規則（平成10年岐阜市規則第55号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、融資要綱の例による。

(交付対象者)

第3条 利子補給金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 市税を滞納していないこと。
- (2) 融資要綱第3条第2号ア(エ)に掲げる創業者支援資金（スタートアップ認定枠）に係る融資（以下単に「融資」という。）を受けていること。

(利子補給の対象期間)

第4条 利子補給の対象期間は、中小企業者等が融資を受けた日から起算して3年を経過する日（取扱金融機関が休業日であるときは、その翌営業日）までの期間とする。

(利子補給金の額)

第5条 利子補給金の額は、利子補給金の交付の申請をした日の属する年度の前年度に中小企業者等が取扱金融機関に対し、融資資金に係る利子（延滞利子を除く。）として支払った額とする。

(交付の申請)

第6条 利子補給金の交付の申請は、毎年4月1日から6月30日までの間に行うものとし、岐阜市中小企業融資資金利子補給金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 同意書（様式第2号）
- (2) 誓約書（様式第3号）
- (3) 個人事業主にあつては直近の所得税及び復興特別所得税の申告書第1表の写し、法人にあつては直近の事業年度分の別表1法人税確定申告書の写し
- (4) 融資を受けたことが確認できる書類
- (5) 融資資金に係る返済予定表の写し
- (6) 融資資金に係る利子を支払ったことが確認できる書類
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 規則第5条第1項の規定による利子補給金の交付の決定は、岐阜市中小企業融資資金利

子補給金交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（交付手続の特例）

第8条 利子補給金の交付に係る手続については、規則第15条、第16条及び第18条の規定は、適用しない。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。